明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　一
〔規　則〕
○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一五）　二
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（同一六）　三
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務五六六）　四
○腐敗の防止に関する国際連合条約へのニウエの加入に関する件（外務四〇八）
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（同四〇九）　五
○畜産経営の安定に関する法律施行令第六条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を定める件（農林水産二〇八〇）
○畜産経営の安定に関する法律第十条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を定める件（同二〇八一）
○保安林の指定をする件（同二〇八二～二〇八八）
○保安林の指定を解除する件（同二〇八九）
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同二〇九〇）
○道路に関する件（関東地方整備局二九三）
○道路に関する件（中国地方整備局九四）
〔人事異動〕
内閣　法務省　会計検査院
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定について（農林水産省）
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係
会社その他

府令

○内閣府令第五十三号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条の四**　法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。 2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 ［一～七　略］ 八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書 ［九・十　略］ ［3・4　略］ 備考　表中［　］の記載は注記である。	（認定の請求） **第一条の四**　［同上］ 2　［同上］ ［一～七　同上］ 八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書 ［九・十　同上］ ［3・4　同上］

様式第二号及び様式第六号中「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。